

議案第50号

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部を改正する条例

鳥取県木の住まい建設資金助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場

合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="324 817 945 852"><u>鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例</u></p> <p data-bbox="257 938 340 970">（目的）</p> <p data-bbox="239 997 1084 1268">第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の<u>建設、住宅の改修等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の活用促進による環境の保全と地場産業の振興に寄与することを目的とする。</u></p>	<p data-bbox="1205 817 1655 852"><u>鳥取県木の住まい建設資金助成条例</u></p> <p data-bbox="1137 938 1220 970">（目的）</p> <p data-bbox="1120 997 1964 1209">第1条 この条例は、県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材（以下「県産材」という。）を活用した木造住宅の<u>建設等に要する資金の一部を助成することにより、県産材の需要拡大と地場産業の振興に寄与することを目的とする。</u></p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 住宅 (人の居住の用に供する建築物 (建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) 又は建築物の部分 (人の居住の用以外の用に供する建築物の部分との共用に供する部分を含む。) をいう。) で主要構造部 (建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。) の過半が木造であるもの (一戸建てのものに限る。) をいう。

(2) 県産材活用住宅の建設等 県産材活用住宅 (県産材を15立方メートル以上使用して新築され、増築され、又は改築される木造住宅で県産材の活用促進及び地場産業の振興に特に資するものとして知事が要綱で定めるものをいう。以下同じ。) を建設し、又は県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

(3) 伝統技術活用住宅 住宅の建設における伝統的な技術を活

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県産材活用住宅 県産材を15立方メートル以上使用して建設される木造住宅をいう。

(2) 県産材活用住宅の建設等 新たに県産材活用住宅を建設し、又は新たに建設された県産材活用住宅で人の居住の用に供されたことのないものを購入することをいう。

用したのものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(4) 環境配慮住宅 建築物の環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をし、又は県産材活用改修等をした者に対し、予算の範囲内で環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額（1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。）の合計額以下とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、県産材活用住宅の建設等をした者に対し、予算の範囲内で木の住まい建設資金補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる額（1戸につき、同表の右欄に定める額を限度とする。）の合計額以下とする。

区 分	助 成 額	限 度 額
県産材活用住宅 の建設等	県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材（以下「日本農林規格県産材」という。）の使用量に9,000円を乗じて得た額	18万円
県産材活用改修 等	県産材の使用量に2万円を乗じて得た額	20万円
	日本農林規格県産材の使用量に9,000円を乗じて得た額	9万円

助 成 額	限 度 額
県産材の使用量（立方メートル単位とし、1立方メートル未満の端数は切り捨てる。以下同じ。）に2万円を乗じて得た額	40万円
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第1項の規定による格付が行われた県産材の使用量に1万円を乗じて得た額	20万円

2 前項の規定にかかわらず、県産材活用住宅の建設等のうち、次の各号に掲げる住宅のいずれかに該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、当該各号に定める額を前項に規定する合計額に

加算した額以下とし、次の各号に掲げる住宅のいずれにも該当する住宅に係るものに対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額を前項に規定する合計額に加算した額以下とする。

(1) 伝統技術活用住宅 15万円

(2) 環境配慮住宅 7万円

附 則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2 第3条に規定する補助金で平成22年度の予算に係るものについての第4条第1項の規定の適用については、同項中「2万円」とあるのは「2万5,000円」と、「40万円」とあるのは「50万円」と、「20万円」とあるのは「25万円」とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

4 略

附 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、平成22年4月1日以後に助成の対象として決定された者に係る補助金について適用し、同日前に当該決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。